

報酬規定（抜粋）

第1 弁護士報酬の種類

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談(口頭による鑑定・電話による相談を含む)の対価
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明の対価
着手金	事件または法律事務(以下「事件等」という)の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果いかに拘わらず、受任時に受けるべき委任事務処理の対価
報酬	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価
手数料	原則として1回程度の手続きまたは委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること(委任事務処理自体による拘束を除く)の対価
時間制	弁護士が、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間(移動時間を含む)を乗じた額を弁護士報酬として受け取る方法
実費	弁護士報酬とは別に、収入印紙、切手、謄写、交通通信費、宿泊料、保証金、供託金、その他委任事務処理に要する費用

第2 弁護士費用の額

1. 法律相談

初回市民法律相談(30分ごと)	5,250円
一般法律相談(30分ごと)	5,250円以上26,250円以下

2. 書面による鑑定料

基本	210,000円以上315,000円以下
----	----------------------

ただし、複雑、特殊な事情がある場合は、協議の上、上記の額を減額ないし超過する額の書面による鑑定料をうけることができます

3. 民事事件

経済的利益の額	着手金	報酬
金300万円以下の部分	8%	16%
金300万円を超え、金3,000万円以下の部分	5%	10%
金3,000万円を超え、金3億円以下の部分	3%	6%
金3億円を超える部分	2%	4%

ただし、事件の内容により、30%の範囲で増減額することができます

着手金の最低金額は105,000円とします

同一弁護士が引続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で増減することができます

4. 調停事件/示談交渉事件 民事事件の着手金報酬の規定(3.)の3分の2に減額することができます

5. 契約締結交渉

経済的利益の額	着手金	報酬
金300万円以下の部分	2%	4%
金300万円を超え、金3,000万円以下の部分	1%	2%
金3,000万円を超え、金3億円以下の部分	0.5%	1%
金3億円を超える部分	0.3%	0.6%

ただし、事件の内容により、30%の範囲で増減額することができます

着手金の最低金額は105,000円とします

契約締結に至り、報酬を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でもその手数料は請求しません

6. 督促手続事件

経済的利益の額	着手金
金300万円以下の部分	2%
金300万円を超え、金3,000万円以下の部分	1%
金3,000万円を超え、金3億円以下の部分	0.5%
金3億円を超える部分	0.3%

ただし、事件の内容により、30%の範囲で増減額することができます

着手金の最低金額は52,500円とします

督促手続事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、民事事件の着手金規定(3.)により算定された額との差額とします

督促事件の報酬は、民事事件の報酬規定(3.)の2分の1とします。ただし、金銭等の具体的な回収をしたときでなければこれを請求しません

引続き民事執行事件を受任するときは、民事執行事件の着手金として民事事件の規定(3.)により算定された額の3分の1を、報酬として4分の1をうけることとします

7. 手形/小切手訴訟事件

経済的利益の額	着手金	報酬
金300万円以下の部分	4%	8%
金300万円を超え、金3,000万円以下の部分	2.5%	5%
金3,000万円を超え、金3億円以下の部分	1.5%	3%
金3億円を超える部分	1%	2%

ただし、事件の内容により、30%の範囲で増減額することができます

着手金の最低金額は52,500円とします

手形・小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、民事事件の規定(3.)により算定された額との差額とし、報酬は民事事件の規定(3.)を準用します

8. 民事執行事件

民事執行事件の着手金は、民事事件の着手金規定(3.)により算定された額の2分の1とし、報酬は4分の1とします

民事執行事件の着手金および報酬は、本案事件から引続き受任したときでも、本案事件の着手金・報酬とは別に受け取ることができます。ただし着手金は民事事件の規定(3.)により算定された額の3分の1とします

9. 離婚事件

調停事件の着手金および報酬	315,000円以上525,000円以下
訴訟事件の着手金および報酬	420,000円以上630,000円以下

ただし、事件の内容により30%の範囲で増減額することができます

調停事件から引続き訴訟事件を受任するときの着手金は、上記規定の2分の1とします

報酬については、財産分与・慰謝料など財産給付を伴う場合、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として依頼者と協議の上、民事事件の報酬規定(3.)により算出された報酬の額以下の適正妥当な額を加算して請求することとします

ただし、弁護士は依頼者と協議の上、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲で増減額することとします

10. 破産事件

破産・民事再生・会社整理・特別清算および会社更生の各事件の着手金は、資本金・資産および負債の額、関係人の数等の規模に応じて定め、それぞれ下表の金額とします。また報酬は民事事件の報酬規定(3.)を準用します

事業者の自己破産事件	525,000円以上
非事業者の自己破産事件	210,000円以上
自己破産以外の破産事件	525,000円以上
事業者の民事再生事件	1,050,000円以上
非事業者の民事再生事件	315,000円以上
会社整理事件	1,050,000円以上
特別清算事件	1,050,000円以上
会社更生事件	2,100,000円以上

ただし、弁護士は依頼者と協議の上、依頼者の経済的資力、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲で増減額することとします

11. 裁判外の手数料

法律関係調査（事実関係調査を含む）

基本	52,500円以上210,000円以下
複雑・特殊な事情がある場合は弁護士と依頼者の協議により定める	

契約書類及びこれに準ずる書類の作成

		経済的利益の額	
定型	金1,000万円未満のもの		105,000円
	金1,000万円以上金1億円未満のもの		210,000円
	金1億円以上のもの		315,000円
非定型	金300万円以下の部分		105,000円
	金300万円を超え、金3,000万円以下の部分		1%
	金3,000万円を超え、金3億円以下の部分		0.3%
	金3億円を超える部分		0.1%

ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と依頼者との協議により定める公正証書にする場合は、上記手数料に31,500円を加算します

内容証明郵便作成

基本	31,500円以上52,500円以下
----	--------------------

ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と依頼者との協議により定める

遺言書作成

定型	金105,000円以上210,000円以下	
非定型(基本)	金300万円以下の部分	210,000円
	金300万円を超え、金3,000万円以下の部分	1%
	金3,000万円を超え、金3億円以下の部分	0.3%
	金3億円を超える部分	0.1%

ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と依頼者との協議により定める公正証書にする場合は、上記手数料に31,500円を加算します

遺言執行

基本	金300万円以下の部分	210,000円
	金300万円を超え、金3,000万円以下の部分	1%
	金3,000万円を超え、金3億円以下の部分	0.3%
	金3億円を超える部分	0.1%

ただし、特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と依頼者との協議により定める遺言執行に裁判手続きを要する場合は、上記手数料とは別に裁判手続きに要する弁護士報酬を請求します

12. 顧問料

事業者の顧問料	月額52,500円以上
非事業者の顧問料	年額63,000円以上

13. 時間制

事業者の場合	1時間単位；36,750円以上
非事業者の場合	1時間単位；10,500円以上

弁護士は時間性により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができるとします

14. 日当

半日（2時間を超え4時間まで）	31,500円以上52,500円以下
1日（4時間を超える場合）	52,500円以上105,000円以下

弁護士は依頼者と協議の上、上記の金額を適正妥当な範囲で増減額することができます

弁護士は概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができることとします

15. 実 費

弁護士は概算により、あらかじめ依頼者から実費を預かることができることとします